

申告期限の延長の特例

令和元年分の確定申告について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告期限・納付期限が令和2年4月16日（木）まで延長されることとなりました。

○ 申告期限・納付期限

	従来	延長後
申告所得税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月16日(木)
個人事業者の消費税	令和2年3月31日(火)	令和2年4月16日(木)
贈与税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月16日(木)

これに伴い、申告所得税及び個人の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても延長されました。

○ 振替納付日

	従来	延長後
申告所得税	令和2年4月21日(火)	令和2年5月15日(金)
個人事業者の消費税	令和2年4月23日(木)	令和2年5月19日(火)

申告・納付期限の延長の告示

今回の延長は令和2年3月6日に国税庁長官から告示されました。告示のタイトルは「国税通則法施行令第3条第2項の規定に基づき国税庁長官が同項に規定する対象者の範囲及び期日を定める件」となっています。国税通則法は国税全般に共通するルールを定めた法律です。

平成23年の東日本大震災の時も同様に告示があり、確定申告期限が延長になりました。しかし令和2年の延長と平成23年の延長には違いがあります。平成23年時は同法施行令第3条第1項が適用されて延長したのですが、この規定は延長する「場所」が限定されるものになっており、実際に東北の被災地が限定されて適用されました。

それに対して今回の延長は同法施行令第2項を適用して延長しています。この規定には「人」を限定するものになっていますが、告示の際に対象者は限定されることなく一律に延長が決まりました。これは大変異例かつ柔軟な対応で、多くの税理士は予想できなかったことなのではないかと思えます。

令和2年の税制改正では消費税の申告期限の延長が予定されています。こちらは消費税法の中で認められた延長であり、決算が間に合わない納税者に対する救済を目的としています。そのため納付については延長が認められず、納付が遅れた場合には延滞税が課されてしまいます。